



MVNO様向け5G通信サービス (Standalone方式)標準プラン

KDDI株式会社

2023年5月

本資料は、当社5G網(Standalone方式)を利用したMVNOサービスの提供をご検討される事業者様向けに、事業計画を策定する上で必要となる当社のMVNO様向け5G通信サービス(Standalone方式)標準プランの概要をご説明するものです。

詳細な条件等については、個別の協議においてご説明させていただきますが、本資料を貴社MVNO事業のご検討にお役立て頂けましたら幸いです。

※本資料の無断転載・複製を禁じます。

※記載内容については今後変更になることがあります。



I ご提供内容

1. 提供形態
2. 卸電気通信役務の概要
3. その他ご負担いただく費用
4. ネットワーク機能利用料の精算方法

II 技術的条件／各種対応

1. 技術的条件
2. 各種対応
3. その他ご留意頂きたい事項

III 手続き等

提供開始までのフロー



I ご提供内容



1. 提供形態

MVNO様向け5G通信サービス(Standalone)標準プラン（以下、本標準プラン）の概要は以下の通りです。

①提供対象

ご提供先 (対象事業者)	電気通信事業法に基づき、サービス開始までにMVNO事業を営む旨を総務大臣に届出した事業者
対象サービス	5G通信サービス（Standalone方式）
提供エリア	当社5G通信エリア（Standalone方式）
通信速度	当社5G通信（Standalone方式）と同等
端末	MVNO様が自己調達 ※当社ネットワークへの影響について確認するため、接続試験を要望させて頂くことがあります。
auICカード (SIMカード)	当社からMVNO様への貸与 ※MVNO様が自己のエンドユーザに貸与される際には、当社5G通信サービス（Standalone方式）における貸与条件と同等の条件を課していただく必要がございます。



1. 提供形態

②契約形態

ご契約形態	種別	料金体系
卸電気通信役務	データ通信（L3接続）	・通信帯域単位でのご提供
	音声・データ通信（再販型）	・協議にて別途提示
事業者間接続	当社接続約款を順次更新予定	

※契約種別の変更は不可となります。

※調達回線のご利用形態について

本標準プランに基づき調達した回線については、エンドユーザに電気通信役務を提供する事業用回線としてご利用頂きます。

（MVNO様自身が利用する回線（いわゆる自家利用回線）は対象外とさせていただきます）

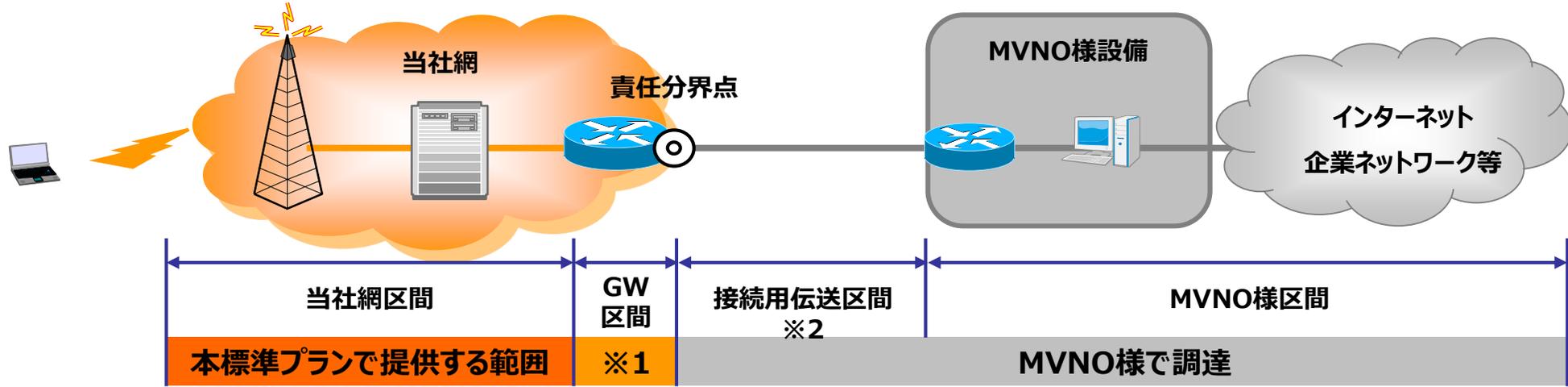


2. 卸電気通信役務の概要

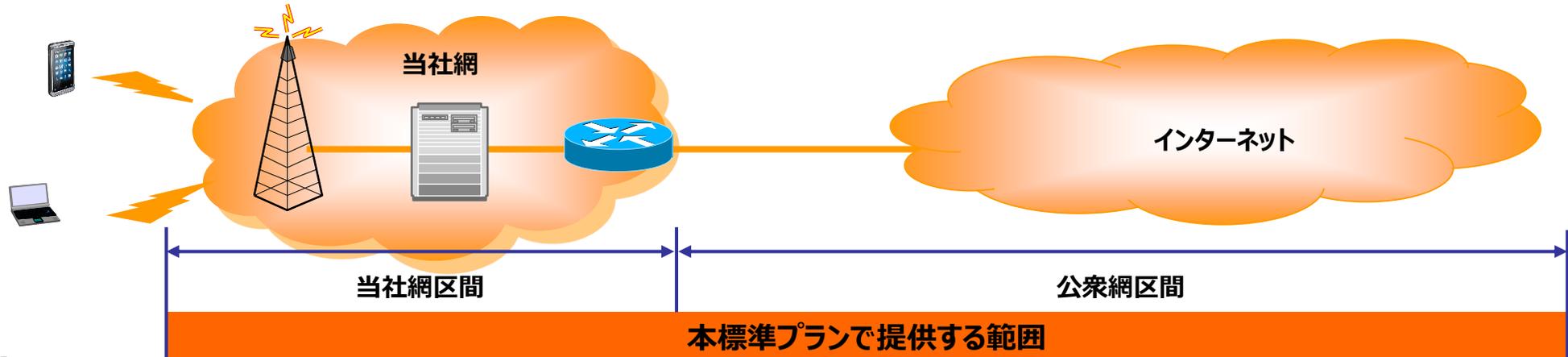
全体構成（概要）

◆ データ通信（L3接続）

※1:GWの提供形態は別途協議をさせていただきます。
 ※2:接続用伝送区間の提供形態は別途協議させていただきます。



◆ 音声・データ通信（再販型：MVNO様が設備を持たないケース）





2. 卸電気通信役務の概要

MVNO様向けデータ通信（L3）のご提供料金および適用条件は以下の通りです。

※MVNO様のご要望内容によっては、当社設備の新たな設置または改修等が追加で発生する場合があります。その際は、別に算定する実費を網改造料としてご負担いただきます。

◆月額利用料

項目	単位	料金（税別）	内容
ネットワーク機能利用料（L3）*1	協議にて別途提示	協議にて別途提示	当社ネットワーク機能の利用料
MVNO回線管理機能	協議にて別途提示	協議にて別途提示	MVNO様の契約者回線維持・管理機能の利用料、各種対応費用
5G(Standalone方式)直収パケット接続装置機能*2	協議にて別途提示	協議にて別途提示	当社ネットワークとの接続に係る装置機能の利用料
最低利用期間	協議にて別途提示		

*1 ネットワーク機能利用料（L3）の料金額は、「4. ネットワーク機能利用料の精算方法」に定める通りの精算を行います。

*2 当社接続約款における網改造料算出方法を準用して算定します。

◆月額利用料（契約者回線単位型）

➤ 契約者回線単位で課金する料金プランも協議に応じます。



2. 卸電気通信役務の概要

MVNO様向け音声・データ通信（再販型）のご提供料金は、契約者回線単位で卸料金を設定いたします。
詳細につきましては、協議にて別途ご提示いたします。



3. その他ご負担いただく費用

MVNO様が5G通信サービス(Standalone)を利用される際にご負担いただく主な費用は、以下のとおりです。
 ※本資料に記載のない費用が発生する場合がございます。

項目	単位	料金（税別）	内容
開通手数料	協議にて別途提示	協議にて別途提示	MVNO様の契約者回線開通に要する料金
auICカード（SIMカード）再発行	協議にて別途提示	協議にて別途提示	auICカード再発行手続に要する料金
名義変更（事業譲渡の場合等）*1	協議にて別途提示	協議にて別途提示	MVNO様の契約者回線名義変更に必要な費用
その他手数料・工事費・立会費・接続試験費等	協議にて別途提示	協議にて別途提示	MVNO様の利用形態に応じて発生した場合に必要な費用
ユニバーサルサービス料	1契約者回線ごとに	当社au通信サービス契約約款に準じる	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年六月十九日総務省令第六十四号）により算定された額
電話リレーサービス料	1契約者回線ごとに	当社au通信サービス契約約款に準じる	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号）により算定された額
auICカード（SIMカード）貸与に係る費用	協議にて別途提示	協議にて別途提示	auICカード貸与に係る費用

*1 再販型のみ

4. ネットワーク機能利用料の精算方法

ネットワーク機能利用料の精算方法は、以下のとおりです。

協議にて別途提示



II 技術的条件／各種対応



1. 技術的条件

本標準プランに係る主な技術的条件は以下の通りです。
ご要望頂きましたMVNO様にはサービス説明書／技術資料等を更新次第開示させていただきます。

L3接続	
接続箇所	協議にて別途提示
接続インターフェース	協議にて別途提示
ユーザ認証	モバイル端末からの接続要求に対する認証は、当社とMVNO様のシステム間で連携を行い、MVNO様のシステムにて実施頂きます
アカウントिंगパケットデータ	モバイル端末からの接続、切断時にMVNO様のシステムへ送信します
モバイル端末に割り当てるIPアドレス	グローバルアドレスまたはプライベートアドレスを使用できます（契約時の選択により異なります） ①グローバルアドレス：MVNO様が取得・管理されているIPアドレスを使用 ②プライベートアドレス：MVNO様が指定したIPアドレスを使用 プライベートアドレスにおいて、使用不可のレンジについては、別途提示致します
APN	原則、DNN（APN）は、1MVNO様に対して1つ割り当てます



2. 各種対応

◆ 回線開通・ユーザサポート等

- ・MVNO様契約者回線の開通は、当社が別に定める方法によるものとします。
- ・当社よりMVNO様に貸与するauICカードの引渡し方法等に関して協議が必要となります。
- ・エンドユーザ情報はMVNO様にて管理いただきます。
- ・エンドユーザサポートの一時対応はMVNO様となります。内容の切り分け後、必要に応じて当社と連携していただきます。

◆ 保守対応

- ・ネットワーク保守対応は、当社リモートアクセス・サービス契約者と同等としますが、具体的な保守内容、窓口等詳細につきましては、別途協議の上で決定します。

◆ 情報システム連携

- ・情報システム連携については個別協議とさせていただきます。

【主な情報システム連携の種類】

- ・認証連携
- ・課金情報の提供に係る連携
- ・その他情報システム連携が必要となることがあります。



2. 各種対応

◆ 標準プラン以外への対応

本標準プランに記載している事項以外の対応については、ご要望により個別協議に応じます。なお、MVNO様のご要望内容によっては、当社設備の新たな設置または改修等が追加で発生する場合があります。その際は、別に算定する実費を網改造料としてご負担いただきます。

また、以下に該当する場合、ご要望をお断りする場合があります。

- 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の設備運用に必要な情報の提供、接続試験の実施、輻輳制御機能の開発およびその運用、費用負担等について合意いただけないとき
- MVNO様の申込みに応じる結果、当社の電気通信回線設備の容量および処理能力等が不足する、あるいは当社の周波数が不足する等のおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 当社網が反社会的行為に悪用されるおそれがあるとき
- 最低利用期間や最低利用トラヒック等の設定に応じていただけないとき
- 負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 必要な担保措置に応じて頂けないとき
- ご提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき



3. その他ご留意頂きたい事項

当社網を利用したMVNOサービスのご検討にあたっては、以下の事項についてのご留意願います。

◆ 情報提供／通信利用の制限等について

- 当社設備への影響を確認するために必要な情報をご提示頂くことが必要となります。
※ご提示が必要な情報： 申込概要、開始予定時期、予想トラフィック量・回線数など
- MVNO様は、当社電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにしていただく必要があります。また、当社に接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則およびその接続箇所ごとに当社が別に定める技術的条件集に適合するように維持していただきます。
- MVNO様のエンドユーザのご利用であっても、通信が著しく輻輳した場合や迷惑メール送信の場合等においては、当社網内にて通信利用の制限を行う場合があります。
- 連続的且つ大量に通信を行っているMVNO様のエンドユーザに対してネットワークの品質・公平性確保を目的として帯域制御を行う場合があります。

◆ インターネット上の違法・有害情報等に対する捜査機関等への協力について

- MVNO様のエンドユーザの利用に係るインターネット上の違法・有害情報の対応として、捜査機関等より協力を求められた際には、MVNO様にて直接ご対応頂く必要があります。

◆ 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認について

- 当社の音声・データ通信（再販型）を用いて、MVNO様が携帯電話音声通信のサービスをご利用者様に提供する場合、携帯電話不正防止法に基づき、MVNO様の電気通信サービスに対するご利用者様からのお申込に当たっては、本人確認が必要となります。



3. その他ご留意頂きたい事項

◆ 商標等の利用について

当社が保有する商標等の無断使用及びサービス提供者の誤認・混同を与える行為は禁止させていただきます。
また、当社名、当社が保有する商標等を使用される場合、その必要な範囲・条件等を別に協議させていただきます。

◆ 担保措置について

MVNO様が負担すべき費用の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、預託金又は金融機関等の債務保証による担保措置が必要となります。

※担保措置が必要となる要件

- 過去1年以内に負担すべき金額を滞納したことがあるとき
- 直近の決算において債務超過であるとき
- 当社が指定する信用評価機関の信用評価において当社が別に定める基準を満たさないとき等



3. その他ご留意頂きたい事項

◆ 5G通信サービス（Standalone方式）の卸提供をお断りする場合について

以下に該当する場合、5G通信サービス（Standalone方式）の卸提供をお断りすることがあります。

- 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の設備運用に必要な情報の提供、接続試験の実施、輻輳制御機能の開発およびその運用、費用負担等について合意いただけないとき
- MVNO様の申込みに応じる結果、当社の電気通信回線設備の容量および処理能力等が不足する、あるいは当社の周波数が不足する等のおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 当社網が反社会的行為に悪用されるおそれがあるとき
- 最低利用期間や最低利用トラフィック等の設定に応じていただけないとき
- 負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 必要な担保措置に応じて頂けないとき
- ご提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき



Ⅲ 手続き等



提供開始までのフロー

MVNOサービス提供開始までの基本的なフローは以下の通りです。

【1】守秘義務契約書締結及び事前確認

※具体的な協議開始前に守秘義務契約書を締結し、必要事項（想定トラヒック、構成等）について確認させていただきます。

【2】各種条件等について協議

※具体的内容・条件等について協議させていただきます。合意後、協議内容に応じた正式な申込を頂きます。

【3】契約締結

※申込手続後、契約を締結します。

【4】提供開始

※提供開始までの期間の目安の情報は別途協議にて提示

- 本標準プランについてのお問合せ等は随時次頁の窓口にて受付けております。
- MVNO様よりご要望頂く内容・条件及び受付社数等に応じフロー及び対応期間には差異が生じます。



MVNOに関する代表窓口

KDDI 相互接続部

※ご連絡につきましては、協議申込フォームに必要事項、お問合せ内容等をご記入の上送付頂きますようお願い致します。

◆ 2021年10月11日 公表
(2023年5月 最終更新)

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

